

情報通信審議会 情報通信政策部会（第26回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成19年6月26日（木）15時00分～16時28分
於、第1特別会議室

第2 出席委員（敬称略）

(1) 委員

村上 輝康（部会長）、大谷 和子、大山 永昭、長村 泰彦、清原 慶子、
清水 英一、関根 千佳、高畑 文雄、滝 久雄、竹中 ナミ、安田 雄典

（以上11名）

(2) 臨時委員

村井 純

第3 出席関係職員

(1) 情報通信政策局

鈴木 康雄（情報通信政策局長）、寺崎 明（政策統括官）、
勝野 龍平（審議官）、中田 睦（審議官）、秋本 芳徳（総合政策課調査官）、
小笠原 陽一（コンテンツ流通促進室長）、吉田 真人（放送政策課長）、
大久保 明（放送技術課長）、安藤 英作（地上放送課長）、
吉田 博史（地上放送課企画官）

(2) 事務局

山根 悟（情報通信政策局総務課長）

第4 議題

(1) 諮問事項

ア．生産性向上のためのICT共通基盤の整備方策について

【平成19年6月11日付け 諮問第11号】

イ．「コンテンツ競争力強化のための法制度」の在り方について

【平成19年6月14日付け 諮問第12号】

(2) 議決事項

委員会の設置及び所掌の変更について

(3) 報告事項

ア. 「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」に関する検討状況報告【平成16年1月28日付け 諮問第8号】

イ. 「デジタル・コンテンツの流通の促進等」に関する検討状況報告【平成13年3月28日付け 諮問第3号及び平成16年1月28日付け 諮問第8号】

開 会

○村上部会長　それでは、時間となりましたので、ただいまから情報通信審議会 情報通信政策部会、第26回の会議を開催させていただきたいと思っております。

議 題

報告事項

ア. 「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」に関する検討状況報告【平成16年1月28日付け諮問第8号】

○村上部会長　本日は、諮問事項2件、議決事項1件、報告事項2件、計5件ございますが、まずは報告事項より審議を進めてまいります。

初めに、平成16年1月28日付け 諮問第8号、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割」に関する検討状況報告について、「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」の主査であります村井臨時委員から、ご報告をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。資料は26-4でございます。

○村井臨時委員　それでは、「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」の検討状況について、ご報告させていただきます。

資料26-4をご覧ください。まず最後の7ページを見ていただきますとお分かりいただけますが、この「地上デジタル放送推進に関する検討委員会」は、第3次の中間答申以降5回にわたり、ご覧いただいているような内容に関する審議をしてまいりました。

その審議状況についてのご説明に入りたいと思っております。2ページをご覧ください。前

回のご報告でもありましたが、委員の皆様のご承知の通り、地上デジタル放送推進に当たってはさまざまな課題がございまして、本検討委員会では、前回の部会でのご報告以降、2011年のアナログ停波に向けて、いろいろなアクションアイテムの確認、それから状況等を把握した上での新たな課題の洗い出し、停波へのプロセスがきちんと健全に進んでいるかを議論していただいているところでございます。

地上デジタル放送推進にあたっての主な課題の1点目でございますけれども、地上デジタル放送の開始にともない、世帯普及率がどれだけ広がっていくかということでございます。2003年12月に地上デジタルテレビジョン放送が開始されまして、昨年12月までに全放送事業者のデジタル親局が開局し、今年3月現在の世帯カバー率は大体85%でございます。一方で、各世帯の受信機普及率は、3月の総務省の調べで27.8%ということで、概ね計画に沿って推移しております。

続きまして、2点目ですけれども、やはり一番の課題は、アナログ放送が2011年に停波するというところでございますが、停波に関する認知率が一昨年9.2%、昨年32%ということで、この認知率の低い数字も大きな課題でございました。ただし、認知率も今年の3月の総務省調査で60.4%となりましたので、認知率という観点では、委員会で議論していただいていた周知広報の取り組みに一定の成果が上がってきたと考えることができると思います。

続きまして、3点目ですけれども、アナログ放送が停波しデジタル放送への全面移行となる2011年7月24日まで4年余りということで、この4年余りに対する大枠の感覚は、「4年もあるのか」というように考えている方はあまりいらっしゃらなくて、「もう4年だ」という感じ方だと思いますけれども、そのような危機感の中でいろいろな取り組みが加速されなければいけないという認識を、委員の方たちはお持ちであります。具体的には、アナログ放送でカバーしていた地域に100%放送を送り届けるということ、あるいは個別受信か共同受信かを問わず、すべての世帯で受信設備がデジタル対応に置きかわることを目指して、進んでおります。

課題の4点目です。アナログ放送でカバーしていた世帯の何%がデジタル放送でカバーされる見込みになっているかというのが、中継局整備のロードマップでございます。この中継局整備のロードマップは、放送事業者を中心に作成を進めていただいておりますが、中継局の建設については国のいろいろな支援措置も講じられ、現状、およそ99%の世帯がカバーされるということになっております。それでもまだ100%ではござい

ませんので、残りの約1%に対する対策が必要というのが課題ということになります。

それから、5番目の課題としましては、今度は受信側についてでございますが、先ほど申し上げましたように、受信機の普及はある程度達成しつつありますが、問題はアナログテレビが2011年にどれだけの数残るかということでございます。例えば、アナログテレビが使い続けられるようにするためのチューナーについても価格を抑え、どのようにしたら普及できるかという課題もございます。チューナーに関しても、さまざまな議論や具体的な対策について委員会で議論されました。また、共聴施設等の改修に関する国の支援措置が講じられましたが、全国1万8,500あるという施設を今後4年間で改修するという観点から、支援措置の改善や、改修工事の平準化のための取り組みが必要になります。

それから、6番目の課題は周知広報についてです。先ほど課題の2番目で、一定の成果が上がり、認知が向上したと申し上げましたけれども、認知度に関しましても、この時点ではこれで十分という基準値のような決められたラインがあるわけではございませんし、更に周知の仕方も、タイミングによって適切な周知の仕方があるという議論もございましたので、それらのことを踏まえた上で周知を徹底する必要があります。周知を進めるという意味では、特にアナログテレビをデジタルテレビに移行するという点については、供給側だけでは推進できませんので、デジタル移行するためには国民一人一人にいろいろな行動を起こしていただくということも必要ではないか、ということが議論されました。

国民一人ひとりに行動を起こしていただくためにも、きめ細かい周知広報、それから相談体制の整備が大変重要になってきます。周知広報の方法は、さまざまなステージ、つまりデジタル移行を伝える視聴者の世代や受信環境などによってそれぞれ適切な周知方法があり、お伝えしていく内容も変わっていくことを踏まえ、最適な効果が上がるように進めていくということでございます。

3ページをご覧ください。次期答申に向けての基本方針でございます。まず1番目。本委員会では、前ページ目で申し上げましたような問題意識に立ち、アナログ放送でカバーしている世帯にデジタル放送を100%送り届けて、2011年までにアナログ放送を視聴している世帯すべてをデジタル放送に移行していただくという観点で議論を進めてきたということです。

それから、2番目。そのために、国及び放送事業者による取り組みが更に進められる

べきであるということは言うまでもありませんけれども、一方で、それにとどまらずメーカー、流通、地方自治体、消費者等、あらゆる分野の方々が、それぞれの役割を踏まえて主体的に行動できるような環境を整えて、取り組みを加速する必要があるということが議論されました。また、2011年のデジタル放送への全面移行をなし遂げるためには、総務省を中心に取り組んできた地上放送のデジタル化は、他の省庁の**所掌**分野にも深くかかわりますので、これらの省庁と連携をした取り組みを総務省の側からも進めていただく必要があるという点でございます。

それから、3番目。受信側の機器の購入や工事が2011年に入ってから集中することが予想されますので、先手を打って、2010年までに行えることをきちんと行い、それでも、最終的に残ったことを2011年に行うというような考え方が重要であります。それから工事の集中を避けるためにはさまざまなエンジニアリングの手法、分析等々が必要だと思いますけれども、それらを十分にシミュレーションした上で、それぞれの関係者による自立的な活動、デジタル化推進のプロセスを踏まえた、国民一人一人に主体的に取り組んでいただけるような環境を醸成するよう考える必要がある点でございます。

それから、4番目。この委員会では、関係者それぞれの役割等を喚起するため、次期答申におきましては、2011年に向けて残された課題を抽出しまして、2010年までに可能な限り解決するという方向で、各課題を解決するための方向性を可能な限り示して、具体策をいつごろどのように国民に示していくかという、いわばデジタル化全体のロードマップの骨格を示すことができるように、引き続き議論を進めていくということでございます。

5番目としましては、できるだけ多くの視点を議論に反映させるために、本委員会に、今まで参加していただいていた多様な分野の専門委員の意見をいただくということに加えまして、消費者団体、流通関係者から新たに専門委員として議論に参加していただくことにいたしました。また、周知広報、工事体制等の観点、特に工事体制は、現場においてアンテナや機器の設置には人の手がかかりますし、そこに至る過程でも複数の人たちのコミュニケーションにより、工事が動いていくということございまして、工事が集中いたしますと大変なことになるということが予想されますので、そのような工事などの専門家の関係団体の方に委員会に出席をしていただきまして、さまざまな意見を述べていただきました。

このような方針の下、本委員会で行われた議論の主な論点は、3以下の通りになってまいります。3以下というのは、4ページ以降にある四角の枠のあるところでございますけれども、これらの論点も大分繰り返しになりますので、簡単に述べてさせていただきます。

「これまでアナログ放送がカバーしていた地域にデジタル放送を送り届けるにあたっての課題」というのは、先ほどの中継局整備の観点、それから中継局整備の目処が立たない地域への補完手段の観点、それから中継局や補完手段等あらゆる手段を用いてもカバーできない世帯に対する衛星を使ったセーフティネットの観点といったことがございます。それが3番です。

それから、4番は、「デジタル放送を受信できるようにするための課題」ということで、共聴施設、受信機の普及、公共施設のデジタル化など、それぞれごとにある特定の受信の仕方がございまして、しらみつぶしと申しますか、それぞれの受信形態を考えて、どのようにしたらデジタル放送を受信できるかということを考えなければいけないということでございます。最後には、従来のアナログテレビに接続してデジタル放送を受信できるようなチューナーを、非常に安価で普及できるような環境というものが必要になり、そのための準備が必要だということでございます。今、最後と申し上げましたが、最後の最後ということになると申しますけれども、アメリカでの例等がございしますが、経済的弱者のデジタル対応についての支援の検討ということも課題には含まれます。

それから、先ほど工事の現場のお話をしましたけれども、デジタル放送を受信するためにはテレビ、チューナーなどの購入だけではなく、アンテナの改修やアンテナからテレビまでのケーブルの種類、少し詳しく説明しますと、今までは、アナログでしたら例えば並行フィーダーという形状のケーブルで受信できていましたけれども、そのケーブルを換えなければならないといった屋内工事のようなものが含まれる場合もありますので、そのような点の周知や対策を考える必要があります。それから、高齢者を含めた誰もが容易に受信機の機能を理解できるということもございまして、デジタル放送を受信するための具体的な議論というのは、前回の答申のときにはそれほど深く議論していなかったのですが、デジタルテレビの普及が進み、いろいろな商品が出てきた中で、そのような議論が出てきたということでございます。

5番は周知広報をしっかりとやらなければならないということでございますけれども、先ほどの繰り返しになりますが、全体の議論の中で出てきた新たな議論で、今日、皆さ

んと共有させていただきたいことは、例えば、放送がデジタル化されたときに誰がそれぞれの家のデジタルテレビの対策をするのかということです。イメージとしては、電話をかけて電機屋さんに来てもらって、全部やってもらうということを考えがちですが、それだけですべてが解決すると考えるのは、やはり不自然でございます。家庭の中にいる誰かが、我が家のデジタル化を担当するというイメージで、お父さんかお母さんかお子さんかわかりませんが、家のテレビの管理を担当している方が家庭の中のデジタル化に向けた活動をしていって、本当の移行というのができるのではないかと思います。例えば家族の中のお父さんもしくはお母さんにはどのように伝えていくかとか、あるいは、場合によっては学校現場でどのようにデジタル移行について伝えていくかとか、そういうことまで詳細に対応していくことが必要になってくるのではないかと考えます。そのように一人ひとりに適切な形でデジタル移行活動を促すことを想定すると、周知広報の仕方もある具体的なデジタル化へのアクションの方向へ向けた新たなプロセスが必要ではないかという議論がされました。大変重要な点だと思いますので、その点を共有させていただきたいと思い、ご報告させていただきます。

それから、公共分野への利活用に関しましては、いろいろな実証実験を進めて、結果も出ておりますので、地上デジタル放送の公共分野にとっての有用性というのは実証できたという認識をしてよいと思います。けれども、その実証実験の結果を踏まえて、具体的にどのように公共分野に実用していくかという課題があります。それから、検討を始めて以降、端末も少し多様になりまして、多様な端末の普及というの、検討を始めた当初の予想とは違います。例えば携帯端末の普及の度合いに対して具体性が見えてまいりましたので、そういうことを前提とした考え方を進めていくことが必要でございます。

それから、アナログ放送の終了にあたっての課題に関しても、先ほど大体申し上げたところですが、市民レベルの運動というような意味で、国民が主体的にかかわっていただくためにどうすればいいのかということや、特に工事の集中のことというのは、日本の場合は2011年7月24日、いわゆるXデーに、一斉にアナログが停波するわけですから、その時点でデジタル化を終えていない人たちが集中してデジタル化しようと試みることで困ったことが起こらないような、デジタル化の対応を早めに行っていただくという手前に向けての平準化というのが大変重要になってまいります。それを具体的にどう考えていくかということが、アナログからデジタルへのトランジションにおい

て一番大事だということです。

以上が、検討委員会での第3次中間答申以降の審議経過でございます。

○村上部会長　ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、いただきたいと思えます。

○関根委員　よろしいでしょうか。ほんとうにこの地デジの問題は、これから停波に向けていろいろな施策が必要になってくると思えます。デジタル放送が届いたとしても、チューナーや受信機がなければ当然映らないわけですよね。ただ、この数字で見るとまだ27%ぐらいしか受信機を持っていないということは、これから73%の世帯が買い換えもしくはチューナーをつけなければならないということになりますので、それに対するさまざまな周知が必要だというのはつくづく感じます。テレビというのは、普通、壊れるまで使うものですから、4年の間に買い換えていただけるかという、買い換えのための施策が必要ではないかということが1つ目の意見です。

それと、現在、いろいろな機種が出てきておりますが、いろいろ拝見しておりますも、受信機、特にリモコンが非常に使いにくい。メーカーによってユーザーインターフェイスはばらばらですし、例えばボタンに文字がついているもの、ついていないもの、字のコントラストが低いもの、いろいろございまして、高齢世帯でこれが受け入れられるのかと思えるようなリモコンも結構ございまして。このあたりは経済産業省の所管だとは思いますが、資料に書いてあるとおり、ほんとうに各省庁が連携して動いていただかなくては、なかなか日本の地域における高齢世帯には地デジが入っていかないのではないかと懸念を、持っております。

そういった意味では提案という形になると思うのですが、地デジ講習会のようなものが必要かと思えます。これまでもIT講習会というものがございましたが、それでもまだ完全には各地域でインターネットが高齢化世帯には入っていないのと同じように、地デジ講習会をやっても無理かもしれません。それでも何らかの形で、公民館などで地域社会における地デジの講習会をやっていくような施策が必要ではないかと思えます。これが二つ目の意見です。

以上です。

○村上部会長　ありがとうございます。

○村井臨時委員　それぞれ大事な点だと思います。この検討委員会でも、今後普及率の

伸びがどのようになっていくかというプロジェクトの調査を、可能な限り行うように関係各所をお願いしております。先ほどご説明しましたように、最後のアナログ停波の時点でデジタルテレビの普及が100%に届かなくなった部分をどのように解決するのかという視点で、この普及率の分析と予想というのはいろいろな方々の力で進めておりますので、全ての方々にデジタル放送を受信していただくための作業は大変重要だと認識し、委員会のほうでも確実に目標を達成するために検討を進めているということでございます。

それから、受信機の使いやすさや地デジ講習会が必要というご意見は全くその通りでございます。各社メーカーの機種も、普及が低いときには、どうしてもハイビジョンで高機能の高級テレビから販売されるというようなところがございますけれども、全国でデジタル放送が開始され、いろいろ普及品へと広がっていく中で、各社の開発状況等も踏まえまして、おっしゃるような使いやすさなどを確認しながら検討を進めていきたいと思っております。

どうもありがとうございます。

○村上部会長　ありがとうございます。清原委員、どうぞ。

○清原委員　私は検討委員会の委員として検討に加わらせていただいておりますので、その場で発言した内容について次期答申に向けての基本方針に反映をしていただいて、大変心強いと思っております。中でも、今、関根委員がおっしゃいましたことと関係するかもしれませんが、私たち自治体でも、公共施設で利用しているテレビをいかに地デジ対応していくかということについては、やはり段階的な移行の取り組みをしていかなければならないと認識しています。

今回、その意味で、4ページの4.(4)のところで、「公共施設のデジタル化にも取り組む必要があるのではないか」というふうに明確に示しているわけですが、当初は、5ページ目にあります「公共分野への利活用」ということで、三鷹市においても実証的な実験もさせていただきました。何よりも公共施設が先行してこのような受信対応をしなければいけないのですが、公共団体の場合にはやはり予算ということが大変重要になってきます。優先順位の中で、地デジ対応についての取り組みあるいはIT関係でいきますと、学校教育におけるコンピューターあるいはインターネット等の利用環境に関する条件整備などと葛藤が起こることが、実は容易に想定されます。そういう意味で、基幹的なメディアであるテレビジョン放送というものを学校を含めた公共施設で導入する

に当たりましては、やはりかなり全国標準的に地域格差がないように対応ができるようなガイドラインも、より一層必要になってくるのではないかと思います。

今回、次期答申に向けて掲げられている基本方針を具体化するプロセスにおきましては、新しい専門委員も加わるということでもありますので、そうした幅広い視点も含みながら、より時限が限られた取り組みになるとと思いますので、さらに具体的な方策などについて提案をしていく必要があると思います。私自身も委員として努力いたしますけれども、そのような上でも、やはり総務省のみならずその他の関係府省の足並みをそろえた取り組みが、より一層求められると再確認したいと思います。

以上です。

○村上部会長　ありがとうございます。ほかに、ご意見、ご質問、よろしゅうございますか。はい、どうぞ、安田委員。

○安田委員　実際に受像するのに、マンションとかケーブルでなくて、個別でアンテナを立てている人たちがそれを全部つけかえるためにはどのくらいかかるとか、そういった計算はあるのでしょうか。

○村井臨時委員　まさに、おっしゃるような数値がこれから大変重要になってくるということで、今回から会議の場に量販店、それから個別の電器販売店の両方の代表者に参加していただきまして、お話にありましたアンテナの精密な数字というのはなかなか難しいところがございますけれども、そういった団体が試算する数値をもとに議論ができるという体制を検討委員会では整えました。

○安田委員　わかりました。

○村上部会長　ありがとうございます。大山委員、どうぞ。

○大山委員　デジタルにかえることのメリットって、一般の人にはまだやっぱりわからないのではないかなという気がします。私自身も検討委員会にいますので、当然勉強しているのでそれなりの理解はしていますが、一般の人に理解いただくときに、総務省の範囲でできること、あるいはそこから生まれるメリットだけを言うと、やっぱり総務省の問題のように見えます。この場で言うのは適切かどうかわかりませんが、住基ネットをやっているときに、旧自治省の範囲でやろうとするとなかなか難しい。でも今や、さすがに年金の問題が起きて、住基ネットで本人を確認することを否定する人はもういないと思うのですね。それで初めてほんとうの価値が見えた。

今のは決していい例ではないのですが、何となく総務省の範囲に閉じたメリッ

トの主張の仕方だといま一つ弱くて、何かもっと……。国の将来を考えれば当然デジタルへ移行するほうがいいことは、こういうことを知っている人はよくわかっていると思いますし、世界的にもそうなっていることもわかっているのですが、こと自分の問題になると、何か押しつけられたような、何か損をしたような気になる人が多く出てくるのではないかという気がします。したがって、もう少し周知のお話、あるいはデジタル化への移行の理由づけについては、もっと努力して出すべきではないか。そうしないと、やっぱり大騒ぎになるような気がするということだけを、客観的な立場で考えたときにそういう印象を強く持つということ、申し上げたいと思います。

○村上部会長 村井委員、どうぞ。

○村井臨時委員 おっしゃる通りだと思います。それで、3ページの(2)のところでも触れさせていただいたわけですが、送信する側にも受信する側など、いろいろなステークホルダーがこの課題にはございます。それから、今の大山先生のご指摘にもございましたが、地上デジタル放送への移行に関する行政の役割としましては、総務省だけにかかわらず、他の省庁にも大変深く関係があるという認識を持って、特に今後は他省庁と連携した体制をつくっていただくように、総務省のほうにもお願いをしたという経緯でございます。

○村上部会長 ありがとうございます。

それでは、時間の関係で、本日の意見交換はこれまでとさせていただきたいと思いません。

村井臨時委員には、本日の皆様のご意見も踏まえていただきまして、取りまとめの作業を進めていただきまして、再度、当部会にご報告をいただきたいと思えます。引き続き、調査検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

イ.「デジタル・コンテンツの流通の促進等」に関する検討状況報告

【平成13年3月28日付け諮問第3号及び平成16年1月28日付け諮問第8号】

○村上部会長 それでは次に、平成13年3月28日付け 諮問第3号及び平成16年1月28日付け 諮問第8号、「デジタル・コンテンツの流通の促進等」に関する検討状況報告につきまして、「デジタル・コンテンツの流通の促進に関する検討委員会」の主査であります村井臨時委員から、ご報告をいただきたいと思えます。よろしくお願いい

たします。資料は26-5でございます。

○村井臨時委員　それでは、デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討の状況の報告ということで、今ご指摘の資料26-5に基づきましてご報告させていただきたいと思います。

まず、1ページ目をごらんになっていただきたいと思います。この検討委員会の検討課題は、大きく分けて2つです。いわゆる「コピーワンス」に関する課題、それからコンテンツ取引市場の形成ということでございます。昨年9月の第1回の会合以来、本日まで18回の検討を重ねております。「コピーワンス」については、複数のコピーを不可という現状のデジタル放送に導入されているコンテンツ保護方式の改善の在り方に関する議論でございます。取引市場に係る課題というのは、番組放送とその他のコンテンツについて、その取引を活性化すること、具体的にはネット配信などの二次利用を促進できないかという問題意識に基づく課題でございます。

今回の検討は、こういった中では、コンテンツの取り扱いというのは、それぞれのステークホルダーといいますか、かかわる方がいらっしゃいますので、消費者、権利者、放送事業者、通信事業者、メーカー、投資家、その他コンテンツ・ルーツにかかわるすべての関係者に参加をいただくように留意をしまして、検討を進めました。2つの課題いずれに関しましても、関係者の意見に隔たりがあるという内容は自然なことだと思います。私としましては、時間の許す限り、会議外の場も活用させていただきましてお互いの距離を縮めたり、理解を深めた上で決めていくという努力をさせていただいているということでございます。

1ページの枠の下のところには、議論の進め方をそれぞれ簡単に紹介してありますけれども、いずれのテーマにいたしましても、問題とされている技術やサービスについての現状の把握、それから関連の技術や制度に関しての海外の状況に関する情報の共有――再度、この委員会の中では、海外の状況はいろいろな文化その他で状況は違うのだからということも重々承知の上で、グローバルな状況がどうなっているかを理解するのは大変重要なことでございますので、つまり多様な文化、背景というのには気をつけつつ、海外の状況を把握して共有するということに努めました。それから、関係者それぞれの考え方は距離がある場合もあると先ほど申し上げましたけれども、それでも、これを全部議論の場に出していただきまして、意見を整理するというところでございます。そして、その上で解決の方向に関する選択肢の整理ということで手順を踏んでいる。これは、い

ずれのテーマに関しましてもプロセスをとっているというところでございます。

2 ページ目をごらんいただいて、基本的な考え方ということでございますけれども、囲みの中に記載されているように、3 点についての委員の皆さんの認識に大きな差がないということで議論をしていました。

この3 点といたしますのは、1 つ目は、コンテンツへの尊重、リスペクトというふうに議論していましたが、その重要性ということでございます。我が国のコンテンツが、「コンテンツ大国」を実現したい、あるいは今後10 年間で5 兆円の市場拡大という目標を政策的に挙げているというのは、ご案内のとおりだと思いますけれども、そういったものを実現するためには、基本的には次の世代を担う若い方たち、いろいろな才能のある方たちがコンテンツを創造するという仕事、作業に取りかかるというインセンティブを絶やしてはいけないということだと思います。

それで、適正な対価が得られるということをどういうふうに担保していくかということで、そのことに関しましては議論に参加した方々の間に認識の相違がなく、関係者全員が、このインセンティブをどうやってつくればいいのか、そして「コンテンツ大国」を進めていく、あるいは国際的な競争力を実現するためにどういうふうにやっていけばいいかと、この考え方に関してはコンセンサスがあるとご報告できると思います。

いずれにせよ、2 つの課題についてどういう具体策をとるにしても、コンテンツをリスペクトして、それを創造するクリエイターの方が適切な対価を手にできるようにという環境をどうやって実現するのかということは、共通の問題意識でございます。

それから2 番目は、視聴者の利便性への配慮の重要性、それからそれに対する関係者の取り組み、認識ということでございます。善意の利用者がさまざまなウィンドウを利用してコンテンツを私的に楽しむことについて、これを妨げようという権利者やクリエイターの方はいないということも、長い議論を繰り返しておりますけれども、そのことは明確になっていると思います。したがって、善意の利用者がコンテンツを楽しむ環境をどういうふうにつくっていくかということを前提にして、議論をしていいということでございます。

それから、視聴者の利便性ということで、この検討委員会での検討期間を含めまして、やはり大きな変化と申しますか新しいことが起こっておりますので、こういうことを考慮して検討する必要があるということです。具体的には、例えばポータブルデバイスのようなものがものすごく発展をしまいいりまして、放送コンテンツをこういったポータ

ブルデバイスを利用して楽しむというようなライフスタイルが急速に普及しているという背景がございます。

こういったようなことの技術的な可能性に関しましては、皆さん、非常にポジティブな、あるいはそういう方向性になるだろうという認識をお持ちでございますので、これを否定する方というのはいらっしゃらなかったと認識をしております。そうだとすると、そういった新しいスタイルということの妨げにならないような形で、いろいろなことの議論を進めていくという点も、共通の認識ではないかとお報告することができると思います。

それから、3点目は、放送のデジタル化との関係でございますけれども、地上放送のデジタル化の検討委員会のところでは、何度も申し上げましたけれども、インフラ全体をデジタル化する、ブロードバンド化するというのは、いろいろな意味で、放送に関しては2011年までという限られた期間でなりふり構わぬ姿勢で挑むという、要するにデッドラインベースのプロセスになります。そういった中でこれを解決しようということで、つまり解決の方法論にやはりデッドラインがあるという認識も、委員全員の共通の認識ではないかと思えます。

というわけで、この3つの共通の認識をもとに議論を進めていくというのが、本件に関する全体の対応の仕方だということでございます。

3ページ目を見ていただきますと、参考になる政府の内外の検討の場で、幾つかの動きが議論されているということでございます。そこにご覧いただいているとおりでございますけれども、先ほど申し上げましたような基本的な認識は共有されていて議論が進んでいるということでございますので、こういったその他の場所と申しますか、いろいろなところで行われている議論についても、認識あるいは委員全体の理解をしていただきまして検討を進めているということ、参考までに資料を添付させていただいたということでございます。

4ページを見ていただきますと、いわゆる「コピーワンス」に関することと申しまして、本日、結論を申し上げる段階にはないので、以下の課題についての現状の報告をさせていただきますと思います。

まず、「コピーワンス」は以前からもこの場でもいろいろなご指摘をしていただいて、非常に長い時間をかけた濃い議論をしているところでございまして、4つの選択肢まで議論を整理しまして、大まかな方向性について集約できる段階になったということ

を、今日をご報告させていただけると思います。最終的な結論に行くために技術的に整理すべき課題が残されていますので、ページの下に記載したワーキンググループというのをこの4月に立ち上げました。このワーキンググループは、要するに技術的に整理していただくという担当で、この整理の作業を行っています。準備段階のものを含めまして、今日まで4回開催しておりまして、この結果を取りまとめてこの部会にも報告をさせていただきたいと考えております。

それから、コンテンツ取引市場のほうでございますけれども、5ページからにまとめてございます。こちら、やはり4つの選択肢までの議論を整理して、あと2回程度の委員会で提言の方向性を集約したいと考えております。先ほど申し上げたような基本的な視点をベースにすれば、提言内容に関するコンセンサスは得られると私は考えております。また、この議論に関しましても、6ページ、7ページに添付してありますけれども、参照するような研究会、フォーラムなどがありますので、これもやはりいろいろな報告をしていただいたり理解をした上で、ここでの検討の基盤とさせていただいているということでございます。

6ページのところは、その技術面の活動としてのIPTVフォーラムの活動ですけれども、市販のテレビでネット配信されたコンテンツを見るということを前提とした標準化の活動でございまして、二次利用する際に念頭に置いておくべき活動ということで、委員の間の理解を深めているということでございます。7ページのほうは、総務省の行っている研究会でございまして、この検討委員会と密接な関係がある内容ということでご報告をいただいて、理解をして、その上で検討を進めるということでございます。

というわけで、議論の経過のご報告でございましたけれども、2つのテーマ、「コピーワンス」とコンテンツ市場、いずれも関係者の皆様の距離が相当あったような状況、あるいは誤解も含めた距離があったような状況から出発をしていますが、先ほど申し上げましたような、共通のコンセンサスの部分の洗い出しと課題の整理を経まして、それからまた長い時間のいろいろなピア・トゥ・ピアと全体での議論の両方も行いましたので、そういう意味では山場を過ぎたかどうかちょっとわかりませんが、そういった取りまとめに向けた作業をしているという段階でございます。中間答申の時期が迫っていることは十分に認識をしておりますので、次回の部会では見通しが報告できるという方向で努力をしたいと思います。

以上でございます。

○村上部会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。どなたからでも結構ですので、よろしくお願いします。いかがでございましょうか。

今は、3つの合意という非常に現実的でかつ説得力のあるものだと思いますが、この合意に照らしてこの4つの選択肢がどういう意味を持っているかというような検討が進んでいるということでしょうか。

どうぞ、安田委員。

○安田委員　　まず、著作権の保護というのは、デジタル化以前から何も変わらないはずであって、たまたま技術的にコピーが品質の劣化を招かずにしやすいということになったということ……。昔のビデオの機械を買っても、ちゃんと注意書きに書いてありますね。その中で一番わかりにくいのは、2ページにある2番目の、「コンテンツを私的に楽しむ」の定義が、家庭内で1人の、または家庭内であればいいのか、撮ったものを地方から都会に住む家族に送ってもいいのか、友達に渡してはいけないとか、その「私的」の範囲についての問題が、結局一番の議論になるのではないかなと思います。それがなかなか不明確なのかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○村井臨時委員　おっしゃるとおりだと思います。この「私的利用」ということの範囲がどこなのかとか、あるいは法律的な解釈論というのは、多分この検討委員会の守備範囲ではないとは思いますが、ただ、先生のおっしゃるようなことを踏まえた、あるいは共通の認識として理解した上で、それが今度、新しい技術になりました、いわゆる「コピーワンス」というところから出発をしましたといった何かがあります。それから、もう1つの背景は、ポータブルデバイスを使ったライフスタイルというものに、映像、音声の両方が入ってきました。こういった事実を踏まえまして、やはり現状のライフスタイルその他で、法律論とは別なところで、それぞれのステークホルダーの方がみんな検討会にはいらっしゃいますので、消費者の方、権利者の方、放送事業者の方、技術を担うベンダーの方、それぞれの立場で現実的な解というのはどういうところに落とせるだろうかという検討をしているわけでございます。

したがって、そういう中で、先生のおっしゃるような、いわば社会通念としてあるいはもうちょっと社会として決めなければならないというようなことは、いろいろな意味でどんどん深化するといえますか、きちんと明確に決まっていく方向はあり得ると思いますけれども、そういった方向を踏まえまして、技術的にあるいはメカニズムとしてあ

るいはこういった業界の中での役割としてそういうことが決まっていけば、それに対応できるような技術かつデジタル化でコピーが……。先生が最初におっしゃった、コピーが劣化しないから、それ以上1回もコピーさせてはいけないというのは、多分、利用する側から見ると、継続性がないわけです。

そういったようなことを配慮しつつ、つまりステークホルダーが皆さんこの検討に参加をしていただいたということは、そういう意味でのスムーズなトランジションということ、ライフスタイルを踏まえたかつ新しい技術が出てきたときにそれに対応し、そして、新しい著作権に関するすっきりとした洗練された決め方ができたらそれにも対応できるというようなものを、このデジタル化の放送というメカニズムの中でどうやって考えられるだろうかということで、考えてみました。そういう意味では、先生のおっしゃった点も考慮に入れつつ、現状であるいは先ほどのデットラインをベースに、一番いい解決は何かという検討をしているということでございます。

○村上部会長　ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

関係業界、関係者の議論は、当然コンフリクトを含むものでしょうから、日本の情報通信の発展ですとか利用者の視点だとか、国際競争力という視点もあろうかと思えますけれども、そういう大きな視点でのご意見というものが出てまいりますと、この後の議論にも貢献できるかと思えます。

何かございましたら、ぜひいただければと思います。どうぞ、大谷委員。

○大谷委員　今回取りまとめていただい報告を拝見しますと、デジタル化に向けての新たなライフスタイルに即した形での、例えば受信機のコピー・ジェネレーション管理とかいったことができる、技術にかなり依存した検討がこれから多分進められていくと思えますし、それにかかる期待というのも非常に大きいわけです。けれども、それに当たっては例えばコンテンツの中でも、著作物については著作権法の枠組みの中で技術的保護手段について、不正競争防止法にも同様に技術的な制限手段について、それを破るような形ですと私的利用にならないとか、いろいろな意味で細かな制度で、技術的な事項を制するものが取引関係を制してしまうと言っても過言でもないような状況が、既に法制度の中に多く盛り込まれていて、しかも、WIPOの協定の中にもその仕組みが盛り込まれている。

具体的に言えば、例えば権利管理情報の取り扱いで、それを削除したりすると著作権

侵害として罰せられるということになりますので、技術的な事項を検討するに当たっては、技術的にこういう解決方法があるので現状の問題点をブレイクスルーできるのではないかという観点も非常に重要ですが、もし技術的な事項のみに依存し過ぎるならば、例えばそれが権利管理情報に該当すると権利者にどのような権限を法的に与えてしまうことになるのか、あるいは、権利者、利用者にとっての機会拡大につながるのかというような法的側面からの検討も、並行して進めていかれる必要があるかなと思って伺っておりました。

細かい技術的な要素について具体的にどこまでの検討が進んでいるかというところは、私も多分、細かいところを聞いてもわからないとは思いますが、あわせて国際的な競争力、「コンテンツ大国」としての競争力を高めるということですと、技術的要素に依存するという事は、技術的な標準化に当たっての技術競争、国際間での競争といったことも出てまいりますので、もし技術標準のようなものを国際的に提唱していくのであれば、それが国際的にも通用する枠組みであって、今まで築き上げてきた競争力を損なわないような仕組みというのが、やはり視点の中に必要ではないかと思っております。

ちょっとまとまりがないのですけれども、この2点をコメントさせていただきます。

○村井臨時委員　ありがとうございます。いずれの点も大変重要な点だと思います。特に1点目は、大変難しい問題かと思っておりますけれども、知財本部や文化庁その他のところで、やはり法的ないろいろな解釈それからデジタル化に向けての今後の著作権の在り方といった議論が、特に法的な観点から進められていく、関連の検討されている委員会がございますので、先ほどご説明させていただいたように、そういった委員会との連携とございますか情報流通、情報の共有ということを可能な限りリアルタイムに行いながら、今ご指摘いただいたような点が取り入れられた上で検討を進められるようにと心がけております。

それから、2点目の国際標準と標準化、技術の新しい取り決めをしていく。特にこの「コピーワンス」に関しましては、D T C Pという国際的な技術の取り組みにかかわる議論にもなっております。今、この議論をしている間も、まさにご指摘のように、世界中のそれぞれの権利者あるいは同様の検討をしている委員会からの問い合わせも幾つか寄せられておまして、関心が非常に高くなっているところです。そういう意味では、国際的ないろいろな取り決めがこれから進んでいくという状況もあるという認識でございますけれども、いろいろなものを決めていく場合には、そこに対しての大きな貢献が

できるようになるべきだという認識で検討を進めているということで、これも国際標準
に対しての貢献、寄与といったことを念頭に入れた技術的な議論をしているということ
でございます。

○村上部会長　ありがとうございます。どうぞ、大山委員。

○大山委員　もう今の状況でお話をお聞きいただくとおわかりのとおり、どっちにしろ
全員が満足する方法にはまだ多分なっていないで、だけど後ろがあるからということの
ようです。事実そうなので認めなければならないことではありますが、そのことを言いか
えると、将来また変わる可能性があるということですよ。すぐではないかもしれませ
ん、10年先かもしれないし、20年先かもしれない、ひょっとすると100年かもし
れない、わかりませんが、要するに、もっと別の技術が出てくるかもしれないし、そう
いうことも当然考えられるのではないかと。

ただ、一方でちょっと気になるのは、著作権の話を含めて、今度のこういういろいろ
な制限が、ステークホルダーの皆さんの中の合意がとれて形が変わるとしたときに、そ
の変更が一般の消費者に迷惑がかかることはないのだろうかというのがすごく重要で、
家電製品、特にこういう録画の関係の機器等でありますので、日本は得意、強いところ
の分野だと。そういうせっかく強いところであれば、さまざまな技術的な面といっても
権利関係のところの処理なので、そこは少なくとも場合によってはアップデートできる
ような仕掛けを入れておくとか、要するに、変更能耐えられるようなことというのを考
えておくべき時期に来ているのではないかという気もします。

ですが、どういうわけか、家電製品は、昔の——昔と言うと失礼か、非常にアナログ
で安い受像機なんかを考えると、私も歳がわかりますけれども、子供のころから考えれ
ば大変安いわけですよ。だから、そうなると確かに、ちょっとテレビがいいからと買
いかえようかなっていう動機が出るけれども、最近のテレビはちょっといいのを買って
いる人はやっぱりそれなりの費用がかかっているんで、それをちょっとした変更でまた
別に誘導されるような話は、ちょっと耐えられない可能性も出てくるのではないかと思
います。

一方、日本の技術力を伸ばして、世界的にも対応するようなさまざまな、まさしく大
谷委員がお話しになったようないろいろなルールのもとで柔軟に対応していくようなも
のを考えると、技術をやっているからすぐこういう言い方をして恐縮ですけども、そ
ういう技術開発というのは、やっぱりやっておくべき時期に来ているのではないかとい

う気もするのですね。その辺のところ、例えば組み込み型のソフトでもRAMとROMの関係がありますが、変更できないような仕掛けにこだわりすぎていると、そのほうが安いという言い方をするのもかもしれないけれども、実態としては、買ってくれる人は増えるかもしれないけれど、消費者は横を向き始めるのではないかという気もします。今のは一例で、単にソフトウェアのバージョンアップみたいな話かもしれませんが、さっきから申し上げているデジタル放送に移るときの別のメリットのようなものも、もっと積極的に考えておく必要があるような気がします。

主査のさっきの「今日状況では答えは出ない」というのは、確かにこの前の会議でそうでしたので、ここから先は何も申し上げることはないのですけれども、どれかが選ばれたとしたらどうなるかというのは、やっぱり考えておく必要があると思います。

○村上部会長 国内で展開して行って海外へ輸出するというようなのが当然あるかと思いますが、海外でこういう「コピーワンス」というのをやっているところはあるのですか。

○村井臨時委員 一応、D T C Pという標準の規格を解釈してその取り決めの中で動いているのは、現状のいわゆる「コピーワンス」ということになります。ただし、D T C Pというのは家庭内でのデジタル情報の共有をどういうふうにするかということを決めているということで、権利者を含めた合意の上でできたメカニズムだということになります。

ここで議論されていた経緯は、今のデジタル放送は、放送するときにスクランブルをかけた状況で到着をしますけれども、これはD T C Pの守備範囲以内ではないですが、やはりその部分をどのように解釈するか。それから、ハードディスクを内蔵した受信機が大変普及をしているということで、チューナーで受信をした後に、この内蔵している録画の部分が受信をして録画しているのですけれども、このときにD T C Pのように、1・3・9のパスをわたってないわけですね。そうすると、D T C Pの標準をそこにアプライするのかわからないのかといったようなことが、その標準を決める上での議論でしたので、そういった意味では、D T C Pという国際標準の技術に非常に準じた形で、やはり日本の運用上の解釈というものを議論するという余地がございます。

この検討の内容はそういった形になっているということで、ご質問の、世界でこういった日本と同じ方式をとっているところがあるかということでございますと、全く同じ方法をとっているということではございませんが、D T C Pということが国際標準とし

て尊重されているという背景はございます。

それから、さっきの大山委員の、標準化に関するある意味のフレキシビリティというのは、先ほどの安田委員のお話や大谷委員のお話にありましたような、つまり、細かい技術で恐縮ですけども、例えば幾つかの新しい技術にトランジットをしてよりよい方法に進んでいくということが生まれてきたときに、それに可能な限り対応できるというのは、ソフトウェアアップデートだけではなくて、放送するときにデジタル放送の中にどういう情報を含んでおけるのかというようなことにもあります。幸い、今の技術の中には、まだこれからいろいろなことを情報として含めていくような余地がございますので、またそういうものを使いながら、今回も幾つか変わるとすればそういったところをやって、いわばソフトウェア的なアプローチを、放送局の送信側それから受信機側ということで対応していくことになると思います。

今、先生がおっしゃったような意味での体制はできていて、その上でこういった議論ができるので、そういった意味での技術の水準といいますのは比較的实现性があると、私は考えております。

○村上部会長　ありがとうございます。

よろしいでしょうか。それでは、本日の意見交換はここまでとさせていただきたいと思えます。

村井臨時委員、ほんとうにご苦労様でございますけれども、本日の皆様のご意見も踏まえまして取りまとめの作業を進められまして、再度、当部会にご報告をいただきたいと思えます。引き続き、調査検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

諮問事項

ア．生産性向上のためのICT共通基盤の整備方策について

【平成19年6月11日付け諮問第11号】

○村上部会長　次に、諮問事項に移りたいと思えます。平成19年6月11日付け 諮問第11号、「生産性向上のためのICT共通基盤の整備方策」について、総務省より説明をお願いします。資料は26-1でございます。

○秋本総合政策課調査官　それでは、資料26-1をごらんいただきたいと思えます。

1ページ目と2ページ目は諮問書そのものでございまして、縦書きのものを横にしてい

るのが3ページ目でございます。

諮問理由、背景といたしまして、ICT産業の実質GDP成長に対する寄与率は、我が国では4割程度、足元では42%を超えている状況にございますが、諸外国、先進国に比べますと、なおICT投資は低調な面があるのではないかと、また、業種によりまして成長率に大きな差があるのではないかとということでございます。特に、製造業に比べましてサービス産業において、ICTを活用した成長率に大きな差があるということで、経済財政諮問会議等でもサービス産業の革新と中小企業の底上げという点が、大きな焦点、政策課題になってきたところでございます。

こうした経済財政諮問会議等での議論を、その過程におきまして、今年の4月20日に総務大臣にICT改革促進プログラムをご発表いただいております。そこに、国際競争力の強化の1つといたしまして、生産性向上のためのICT共通基盤の整備というのを掲げております。ここでの例示としましては、総合的なコード体系の検討、そしてASP・SaaS等の新たなネットワーク・サービスの普及促進といった点を掲げております。これらについての具体的な取り組み方策をご検討いただきたいと考えておりまして、諮問をさせていただいております。

諮問事項としては、オープンで総合的なコード体系の在り方、業種・業界横断での電子タグの導入・普及方策、また、ASP・SaaSの普及促進・高度化方策の3点でございます。それぞれにつきまして、4ページ以降にペーパーをおつけしてございます。

まず、一口にコード体系と言いましても、主として3種類あるかと考えております。1つは企業コードあるいは取引先コードでございまして、もう一つが商品コード、そして、空間コードでございます。これらの現状をお示ししておりますのが上半分のポンチ絵でございますが、現状の中でも赤書きのところに課題をお示ししております。下の表でも同じことを重複して書いてございます。日本の全企業は443万社あるわけでございますが、すべての企業、特に中小企業向けにコードが発行されているわけではございません。また、商品コードにつきましても、一部の商品、材についてのコードに限定されている状況にございます。また、空間コードにつきましても、実世界での活動とネット上の活動を結びつけるようなコード体系というのは、まだ存在していないという状況にございますので、こうした点につきまして、ネットワークの活用を前提としたオープンで総合的なコード体系について、ご検討いただきたいと思っております。

ただ、これまでも業界ごとにコードを振るお取り組みがございまして、そうした営々と

した取り組みを踏まえつつ、ネットワークの活用を前提としたコード化によってそれらの取り組みをさらに推し進めていく方策をどうしたらいいかといった点について、ご検討をいただきたいと思います。

次の5ページでございますが、電子タグにつきまして、タイトルの下に、「電子タグの実証実験・活用分野と未活用分野の例」という副題を付けております。縦軸に、業界をそれぞれ分けてとらせていただきまして、横軸にワークフローを並べております。青で塗られているところは、実際に実証実験の取り組みがあったり、あるいは実ビジネスになっているところもあるということ、ポンチ絵でお示ししておりますが、なお部分最適止まりにとどまっているのが現状かなと認識をしております。業種・業界横断的な電子タグの導入方策についてご検討をいただければと思っております。例えば、携帯電話の中にあるいは携帯電話と融合・連携する形で、電子タグのリーダーの機能を持たせていくことで普及を進めていったらどうかといった点についても、ご検討をいただければと考えております。

次のページが、ASP・SaaSの普及促進についてでございます。このポンチ絵の左下からスタートいたしますが、これまでICTを利用する場合、ICTの利用産業、利用企業の方々が、パソコン機器を備え、必要なソフトをインストールし、データベースを備えといったように、ある程度のICT投資が必要でございます。大企業の方々におかれましては自前投資でこうした整備を進めているわけでございますけれども、中小企業の方々にとっては投資負担が重いということで、ICTの利活用が進まない現状でございます。

他方、2001年、特に21世紀になりましてから、ブロードバンドの整備が進んでまいりまして、世界最速・最安の環境下でブロードバンドに接続することによって、接続先からICT機器あるいはソフトウェアの機能を必要なときだけ利用するという形態が可能になってきております。それがASP・SaaSでございます。既にいろいろなソフトウェアサービスがあるわけでございますけれども、いざ中小企業の方々などが利用しようとするときに、どういうASP・SaaSの事業者がおられるのか、どういうサービスがあるのか、また、一定程度自社のデータを預ける、保管していただくということも考えられるわけございまして、サービスの利用に際し、安全・信頼性の面で大丈夫なのかといった点についてのご懸念もあっております。

こうした安全・信頼性の点ですとか、あるいはより高度なASP・SaaSのサービ

スを提供していただくために、幾つもあるASP・SaaS事業者間同士で連携をしていただくといったような点、また国際連携あるいはASP・SaaSを利用する企業の方々の一定程度の企業ディレクトリー、企業コードをつくっておきますと、より高度なサービス展開が進むのではないかという認識を持っておりまして、これらにつきまして普及促進策をご検討いただきたいと考えているものでございます。

3ページに戻っていただきまして、答申を希望する時期といたしましては、来年の3月を目途にお願いをしたいと考えております。

以上でございます。

○村上部会長　ありがとうございます。

では、ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。大谷委員、どうぞ。

○大谷委員　質問のような意見のような形ですけれども、今いただいた説明の3つ目のASP・SaaSの普及促進ですが、実はASPという言葉は10年ほど前からございまして、それがなぜ普及しないのか、特にICPのベンダーの立場で何が問題点かということ、かつて分析したことがあったのです。その多くのケースが、コストダウンのメリットを享受するには、ある程度標準的で一般的なサービスに準拠するということが求められる、要するに、利便性をある程度犠牲にしても標準的なものに準拠せざるを得ない。ところが、日本の一般の会社の慣行として、どうしても自前のシステムに近いようなカスタマイズがなければなかなかできないということで、カスタマイズの要請をすると標準的なものからは遠くなって、利便性はできるけれどもコストダウンの効果が得られないという問題点があって、なかなか普及しなかったということが言えるのです。

今回もこの議論が出てきて、やはりその部分にある程度焦点を当てざるを得ないのではないかと感じておりまして、今、ご説明の中では、中小企業ユーザーがこれを使うという前提でご説明をいただいておりますが、もしその部分が解決できるのであれば、むしろ大企業ユーザーとか大企業ユーザーグループがその系列の中で使うというような形で、かなり大幅な利用促進というのが図られるのではないかと感じております。ターゲットとして、初めから中小企業というようなところに目を向けるのか、それとも、国全体の企業全般、あるいは自治体なども含めた公共機関も含めて、幅広にこういった標準的なサービスの利用を促進していくのかという視点、どちらに重心があるのかをご説明いただければと思っております。

○秋本総合政策課調査官　ご指摘いただきましたとおり、特に中小企業向けに限定する意図は持っておりません。中小企業あるいはサービス産業が、経済財政諮問会議等で政策課題として生産性向上が語られているという点を踏まえまして、代表例として挙げさせていただいております。ご指摘のとおり、自治体の業務の標準化、例えば電子申請システムのアウトソーシングの一形態としてASP・SaaSを利用される、あるいは既に利用されている自治体もあると聞いておりますので、そちらの観点から普及促進を図っていくということも、十分検討の視野に入れておきたいと思っております。

○村上部会長　ありがとうございます。

それでは、ほかにご質問、ご意見等がございませんようでしたら、説明を了承しまして、本件諮問の審議を進めることといたしたいと思えます。

本件は、後の議題で委員会の設置が提案されておりますが、委員会の設置が決定されましたら、当該委員会におきまして調査検討して、その結果を報告いただきまして、当部会で審議の上、答申案を総会に報告したいと思えます。

イ.「コンテンツ競争力強化のための法制度」の在り方について

【平成19年6月14日付け諮問第12号】

○村上部会長　もう一つ、諮問課題がございます。平成19年6月14日付け 諮問第12号、「コンテンツ競争力強化のための法制度の在り方」について、総務省より説明をお願いします。

○小笠原コンテンツ流通促進室長　それでは、資料26-2に基づきまして、諮問書そのものの後ろに、『「コンテンツ競争力強化のための法制度」の在り方』についてという資料をつけておりますので、それに基づきましてご説明いたします。

1枚めくっていただきまして、「コンテンツ競争力強化のための法制度」という言葉が出てきた背景について、説明をさせていただきます。まず、下の点線の箱でございます。先ほどの事前の諮問の説明にもございましたが、ICT国際競争力懇談会より今年の4月23日で一たん提言をいただいております。その中で、特に放送コンテンツにつきましてその二次利用、特に海外展開につきまして促進を図るためにはどのようにしていったらいいかということについて、ご提言をちょうだいしております。

ICT国際競争力懇談会の議論におきましては、右の点線にありますとおり、特に海

外展開ということを主眼に置きましたので、海外で買うほから見て我が国のコンテンツがどう評価を受けているかということについて、若干調査をしていただきました。①から⑦まで、そこでの指摘が多かった順に並べてあるということでございますが、そもそも①にあるとおり、日本のコンテンツを知る方法・機会がまだまだ少ないということに加えまして、日本のコンテンツを買おうと考えたとき、窓口がどこなのかわかりにくい。それを探している間に、どこかほかの国のところから提供があつて、そっちに移ってしまうというようなこともあつたというご指摘がありました。それから、日本のコンテンツの場合、権利が複数の会社に分かれていて、ちょっと②と裏腹ですけれども、これまた窓口が分散していて交渉に時間がかかる、あるいはわからないといった話もあるといったご指摘がございました。

それに応じまして、また左の点線に戻りますけれども、こういった諸権利の分散、契約交渉窓口の分散ということを早急に解決するという観点から、権利や交渉窓口に関する情報の収集・集約と、それを、コンテンツを購入したい、あるいは海外に売っていきたいという方々に対して、広く公開するという仕組みが必要ではないかといったご提言を、ちょうだいしているところでございます。

それに基づきまして、真ん中の箱でございますが、今年の5月、総務省といたしまして、ICT国際競争力強化プログラムをまとめた際、「コンテンツ競争力強化促進法」ということを次期通常国会に向けて検討する。つまり、今申し上げました権利の交渉窓口を収集・集約するといった目的のもとに、法制度の必要性を含めて検討し、次期通常国会という次期目標を定めるということでございます。

そして、それを受けまして、5月31日、知的財産推進計画2007の中に、放送コンテンツの競争力強化ということで法制度を整備するということが盛り込まれまして、一番下に、2007年度中に結論を得るとありますが、こういった放送コンテンツに係る権利、交渉窓口に関する情報の集約あるいは公開といったことについて、必要な法制度の在り方について検討、結論ということがうたわれているわけでございます。

したがいまして、こうした施策を受けまして、今般、情報通信審議会に諮問させていただき、まさにこういった法制度の在り方についてご議論いただきたいということでございます。

1枚めくっていただきますと、では、こういったところが主な検討事項になるかということで、買い手側、売り手側、双方の問題点があるかというふうに考えるわけでござ

います。まず買う側から見たときに、今申し上げました交渉窓口あるいは権利の所在に関する情報が集約・公開されている必要がある。しからば、こういった情報をどういうふうに実効的に集約していくか、その集約する必要がある情報の範囲はどこか、そして公開すべき範囲というのはどういったところにあるかといったところが、検討の課題の1としてあるかと思えます。

そして、課題の2として、そういった情報の集約場所を例えばコンテンツ取引市場と名づけた場合、当然ながら、不正に無許諾でコピーされたものが流通するいわゆる海賊版市場といったものが成立しては、こういった正規の、つまりお金のやり取りで取り引きされるという市場は成立し得ないわけであります。したがって、こういった不正流通、海賊版といったことをどういうふうに防止していくか、その具体策ということを検討するというところでございます。

当然、ここは、先ほど大谷委員からまさにご指摘いただきましたとおり、技術、制度、双方からの検討が必要でございます。先ほどの「コピーワンス」の議論ではございませんが、いずれの議論が欠けても成立しなくなるということは、今までの検討で非常に明確になってきておりますので、ここは技術、制度の両面から、不正流通、海賊版市場を防止するための具体策ということをご検討いただきたいということが、2点目でございます。

3点目に、今度は売り手側の問題点でございます。これはICT懇談会の報告書の中にも基本としてうたわれておりますが、やはり競争力のある、より質の高いコンテンツの政策供給を促進するための環境整備については、当然ながら、すべての前提として検討項目として入れておく必要があるだろうということでございます。

以上3点を、検討をお願いしたい大まかな事項として諮問ということでございますが、1枚めくっていただきまして、先ほどの説明とちょっと重なりますが、今、諮問の前提としております考え方は、3ページ目に書いてある考えとちょっと違ひまして、著作権法の改正あるいは著作権制度そのものを変更することの必要性は、検討の対象には入れておりません。ただ、それを否定するというものではなく、3ページ目の上にありますとおり、先ほども申し上げました、要するに貴重なデジタル・コンテンツが死蔵されていて、その例示としてTV番組がある。今現在は、それを流通させるためには事前の個別許諾が必要であって、コンテンツ市場の拡大のためには事前の許諾に代替し得る簡便な手続ということを考える必要があるというご意見はあるわけですし、実際それを受け

まして、この知財の計画2007の中にも、ビジネススキームを新たに支える著作権制度をつくるという前提に立った議論を行うということも明記をされております。

これはこれで議論として行っていくということといたしまして、ただ、それと並行して、当然ながら、今申し上げたような著作権あるいは窓口権といったことに関する情報の収集・集約ということの基本として、デジタル・コンテンツの二次利用、特に海外展開ということを促進し、競争力を強化する、そのための具体策を検討する必要もあるのではないかと考えております。

あとは、世に言われていますデジタル・コンテンツ流通促進法制ということについて、種々提案が行われておりますので、4ページ、5ページに参考までにつけさせていただきました。なお、4ページ、5ページにつきましては、雑誌、新聞等で公開されているものを事務局の責任でちょっと抜粋させていただいているものでございますので、抜粋の仕方については、つたないところがあれば責任は事務局にございますので、念のために申し添えさせていただきます。

以上です。

○村上部会長　それでは、ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。

再度確認しておきますが、委員の出入りがございましたが、ただいま17名中10名の委員がご参加いただいておりますので、会議は成立しております。ご質問、ご意見がございましたら、お願いしたいと思います。

この検討は、先ほどの議論にもつながっているということですね。

○小笠原コンテンツ流通促進室長　はい、おっしゃるとおりでございます。

○村上部会長　よろしゅうございますか。

それでは、ただいまの説明を了承しまして、本件諮問の審議を進めることといたしたいと思っております。

本件は、後の議題でもう一つございまして、「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」の所掌の変更が提案されております。委員会の所掌の変更が決定されましたら、その委員会で調査検討いただきまして、ここに報告をいただき、答申案を総会に報告したいと思います。

議決事項

委員会の設置及び所掌の変更について

○村上部会長　　最後にもう一つ、議決事項がございます。委員会の設置及び所掌の変更について、事務局から説明をお願いします。

○山根総務課長　　それでは、委員会の設置及び所掌の変更につきまして、説明いたします。

本件は、先ほどご審議いただきました諮問第11号、「生産性向上のためのICT共通基盤の整備方策」の調査審議に当たりまして、その調査審議が効率的に行われるために、「ICTによる生産性向上に関する検討委員会」の設置ということを提案させていただきます。設置案につきましては、資料26-3-1のとおりでございます。

引き続きまして、諮問第12号、『コンテンツ競争力強化のための法制度』の在り方」に関しまして、既に設置されております「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」にて具体的検討を行うことが適当と考えております。つきましては、資料26-3-2に新旧を掲げておりますが、このとおり所掌事務の変更を提案したいと考えております。変更内容は、新旧対照表のとおりでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○村上部会長　　ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、いただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、諮問第11号の調査検討のため、案のとおり新たに1つの委員会を設置することといたしまして、また、諮問第12号の調査検討のためには、「デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会」の所掌の変更を行うことといたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○村上部会長　　ありがとうございます。それでは、そのように決定させていただきたいと思えます。

なお、ただいま設置が決定されました「ICTによる生産性向上に関する検討委員会」に所属する委員等及び主査は、部会長が指名することとなっておりますが、別途、専門委員の方々が決まり次第、会長から当部会への所属の指名をいただきまして、委員会への所属の指名を行いたいと思えます。

なお、主査は私、村上が務めさせていただきたいと思います。各委員会とも精力的な調査検討をお願いいたします。

閉 会

○村上部会長　以上で、本日の会議を終了させていただきますが、次回の当部会は、ちょっと時間が迫ってしまして申しわけございませんけれども、7月19日木曜日の午前11時から、総務省9階、第3特別会議室にて開催する予定ですので、皆様方、よろしくをお願いいたします。

以上で閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —